

【重要】当院におけるハラスメントに対する基本方針

当院は、在宅療養を支えるパートナーとして、患者様およびご家族との信頼関係を第一に考えております。

スタッフが安心して最善の医療・ケアを提供できるよう、東京都のガイドラインに基づき、

以下の通りハラスメントに対する方針を定めております。

1. ハラスメントの定義

以下のような行為はハラスメントとみなし、厳正に対処いたします。

- 身体的な暴力： 殴打、足蹴り、胸ぐらを掴む、物を投げつける等
- 精神的な暴力： 暴言、大声、恫喝、誹謗中傷、名誉毀損
- 性的な言動： 卑猥な発言、不必要な身体への接触、執拗な誘い
- 過剰な要求： 制度上不可能な対応の強要、長時間の拘束、執拗な苦情
- プライバシー侵害： 無断での録音・録画、SNS等への一方的な書き込み

2. ハラスメント発生時の対応

万が一、上記のような行為が確認された場合、以下の段階的な措置を講じます。

1. 口頭による警告・中止要請： その場で行為の中止を求めます。
2. 文書による警告： 改善が見られない場合、当院より書面にて警告を行います。
3. 診療契約の解除： 改善の意思が見られない、またはスタッフの安全確保が困難と判断した場合、厚生労働省が定める「応召義務（診療を拒否できる正当な理由）」に基づき、今後の診療をお断り（契約解除）させていただきます。

3. 法的措置について

暴力行為や脅迫、悪質な名誉毀損等、悪質性が高いと判断した場合には、直ちに警察へ通報し、当クリニックの顧問弁護士に相談の上、法的措置を含めた厳格な対応を取らせていただきます。

医療は、患者様・ご家族と医療従事者の相互の信頼と尊重の上に成り立ちます。

全ての患者様に公平で質の高い医療を提供するため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

院長：根本 隆章